第二章

に

П

っていたはずの労働や資本を多く引き寄せることは、

玉

丙

市

場

0

独

占が、

その恩恵を受ける特定の産業を大い

に後

なら

剜

の

部

疑

13 押

ない。 しし、

だが、 本来.

それ

によ

じ で、 61 0 は 0 0 0 実現に大きく歩を進めている。 毛織物業に等しく有利 ときには事 たりすれば、 る。 利益を得るに至った。 独占となる。 定の条件 玉 国内市場にお 丙 .内市場を独占的に確保できる。穀物輸入に高関税を課せば、 税関: で生産し得る品 法に通じな のもとで輸入が禁止されているのである。 実上の禁輸となり、 たとえば、 その いて自国民に対して全面的、 品 13 目 目 亜 麻 の国 である。 に 人の予想をはるかに超える多くの品目で、 生きた牛や塩蔵肉 いつ 布 内 .市場 て、 (リネン) 製造業はまだそこまでは及んで 英国ではこのほかにも、 原料を全面的に 生産者に同 外 は、 国 多か か 5 様 の輸入を禁じれば、 れ の あるいはほとんど独占の地位を獲得して の 少 輸 なか 外国に依存する絹織物業も、 利益をもたらす。 入に れ、 高率 当該品口 多くの製造業が同 の 関 税 平年並みに豊か 英国 目を生産 を課したり全 全面 外国製毛織物 の牧畜業者は 的 する国 に (V 様 な 近 のやり方 (V 面 な 時 の 内 が 的 食肉 禁 作 は 産 に そ 柄 同

第二章

国 内

で生産し得

[る品]

 \parallel

の

輸

入

制

限

って社会全体の産業活動の量が増え、

しかも最も有利な方向づけがなされるのかどうか

は、必ずしも自明ではない。

できず、 けるにとどまる。そして、 定の個人が雇用できる労働者数がその資本に応じた一定の割合に収まるのと同様に、 えることはない。 きな社会全体で継続的に雇用できる人数も、その社会の総資本に応じた一定の割合を超 社会の産業活動の規模は、 せいぜい、 通商上のいかなる規制も、この総量を資本の限界以上に増やすことは その一部を本来自然に向かったであろう方向とは別の方向 かかる人工的な方向づけが、 その社会の資本が維持し得る範囲を超えることはない。 自然に任せた場合よりも社会に 振 がり向 特

的 会の利益ではなく自らの利益である。だが、この私益の追求は自然に、 各人は手中の資本を最も有利に運用する手立てを絶えず探る。 資本を社会にとって最も有利な用い方へと向 かわ いせる。 彼が念頭に置くのは社 61 やむしろ必然

有利だとは限らない。

潤が、 て国内産業の維持にできるだけ多くを投ずる。 第一に、人は資本をできるだけ身近、 通常の利潤、 ないしそれと大差ない利潤であることが条件である。 すなわち国内で運用しようとし、 もっとも、 その運用によって得られる利 その結果とし 第二章

3

が

大きい国は、

つねに諸国

の商

品の集散地、

すなわちエンポリウム

(総合市場)となる。

を承知っ 部 二 商 で、 ぶとすれば、 対 ル る場合に限 べ 握 i s の iをアムス ヒスベルクかリスボンであるべきで、 人の し回送貿易では、 た ク ル しやすく、 ところに そのどれもアムステルダムに戻す必要はない。 潤 め か クからリスボ らリ 直 が等 で、 の 視 対 テル 置 自らの られ 外取 ス L 万一欺かれた場合にも、 資本の半分はケーニヒ ボ 直掌の下 か (J よう。 引 ダ れ か、 ン 向 る期間 目と指揮 ム経 ンヘ を選好・ 商 ゖ ほ の貨物 それでも資本から遠く隔たる不安があるため、 穀物を運び、 ぼ 由 に置かれにく 人の資本は二つの外国のあいだに分かれ、 に回 等し は、 Ĺ の下に資本 消費のため L ιJ の 場合、 最後に回送貿易に 部 積 み卸 スベ リス , , ٤ . 救済を求めるべき自国 卸 アムステルダム居住を選ぶのは特 IJ ル ボ の 売 Ĺ たとえば、 部を置こうとする。 の Ź クに、 対 商 ンからケー 外取 人は自然 手 ボ 蕳 ン 残りの半分はリスボ 向 か 引より が |然に内| 倍に らケ 本来なら、 アムステルダ かう。 ニヒ なり、 Ì 短 スベ ニヒ 内国 国 61 [取引を選び、 の法に通じてい その商ー こうして回送貿易 関 ス ル 与信先の 取 | 税等の べ 、ムの商・ 本国に必ずしも戻らず、 引では、 クへ果実とワ ル 彼は ン ク 人の常 負 に 人物や事 向 人がケーニ 資本が 次い 莂 あ 担 け ケ 、 る。 1 住 る が生じる の の 貨物 事 = 地 の イ で これ 情 ヒ 情 は が 見 の 「消 比 を を把 えなな ヒ の ス が ケ 通 あ 1 運 ス 費 重 べ 例

5 外へ逸らされることはあっても、つねにそこへ回帰しようとする。 この意味で本国は、いわば各国住民の資本が絶えず循環する中心であり、特別の事情 商人は二度目の積み卸しを避けるため、 の危険と手数を避けるべく、外国市場向けに集めた品をできるだけ国内で売りたがる。 可能な範囲で回送貿易を「消費のための対外取引」へと転化しようと努める。 消費のための対外取引」に従事する商人も、 内国取引は 「消費のための対外取引」よりも、 携わる各国の商品をできるだけ国内市場で売り、 利潤が等しいか、 後者は回送貿易よりも、 ほぼ等しいなら、 しかも同額 それぞれ 同様に、 の資本な 輸出 で

値を持つよう、 国内産業を支えるために資本を用いる者は、その産出ができるかぎり高 その産業の運びを当然の成り行きとしてその方向に指向させる。 い価

雇用をもたらす運用へと、自然に資本を向けるのである。

多くの国内産業を動かし、より多くの住民に所得と雇用を与える。

か、ほぼ等しいとき、各人は、自国の産業を最も強く支え、

同胞の最大多数に所得と

ゆえに、

利潤

が等し

利潤も細る。だれもが資本を産業の支えに用いるのは利益のためである以上、資本はつ で測られる。 産業の産出とは、 その付加価値が大きいほど、資本を投ずる者の利潤も大きく、 それが手を加える対象物・原材料にどれだけの価値を付け加えるか 小さければ

国内で生産し得る品目の輸入制限

第二章

に

戒める必要もない。

社会の な ほ に、 る。 が の が そのものである。 きそうな産出が見込める部門へ ね とんど知らない。 は 念頭に置くのは公益 社会の年々の できるだけ高 に、 社会の年々の 限らな しかも、 見えざる手に導かれて、当初の意図にはなかった目的、すなわち公益 ...けるのは自らの利益のためである。 利益を促 玉 もっとも大きな価値を生み出し、 内産業を選好するのは自らの安全のためであり、 それが当初の意図に含まれてい 所得 私益 所得をできるだけ大きくしようと働いていることになる。 進するからである。 c J 価値を持つように方向づけようと努めるかぎり、各人は必然的に、 ゆえに各人が、 そもそも、 は、 0 追 ではなく私益 その年 水が、 その種の気取りは商人のあいだでは稀であり、 公益を標榜して行動する場合よりもしば の産出の交換価 向けて用 できるかぎり資本を国内産業の支えに用 公益を旗印に商う者が大きな善をなした例 であり、 それでも人は、ここでも他の多くの場合と あるいはもっとも多くの貨幣や他の財と交換 いられることになる。 自分がどれほど公益に資してい なかったからといって、社会にとって悪 値と厳密に等しく、 その産業を産出 むしろその交換価 しば効果的 もっとも、 6.7 の増進に資す 価 るか 値 ことさら その産 の 最 b 私は 同 大化 知

彼 そ

様

きる。 そそれを行使するにふさわしいと愚かにも思い上がる者の手にあるときほど、 要な干渉を自らに課すばかりか、単独の人物はもちろん、 ら安全に委ねうるはずのない権限を僭称することになる。そして、その権限が、自分こ どの にもかかわらず、 種類の国内産業に資本を投じれば、その産出が最も高い価値を生むかは、 その土地に身を置く当人こそが、為政者や立法者よりはるかに適切に判断 官が私人の資本の用い方まで指図しようとするのは、 いかなる評議会や元老院にす 危険なこ 最も不必 言うま

とはない。

ない、 程度の安さで供給できるなら、その規制は明らかに不要であり、そうでないなら、 指図することであり、ほとんど常に、無用か有害な規制である。 分が近隣に対して優位を持つ仕事に全力を注ぎ、 らず仕立屋に頼む。農夫はどちらも自作せず、それぞれの職人に任せる。 に 一部で、必要な他の品を買い求めるのが、結局は自分の利益になると見出すのである。 有害である。 特定の技芸や製造に内需市場の独占を与えることは、実質的に民間に資本の投じ先を ということだ。 賢明な一家の主の信条は、 仕立屋は自分の靴を作らず靴屋から買い、 買うほうが安くつくものを家で作ろうとは その産物の一部、すなわちその代金の 靴屋は自分の衣服を作 国内産物が外国産と同 だれもが、 一般 自

7 第二章

確

かに、

規制

によってある製造業を本来より早く興し、

やがては国

外

と

同

か

そ

れ

以

減りさせる。 る より 規 は、 たはずだからである。 本 れ ので、 とそらし、 が は 模 は 国内で生み出した産物 最善の活用ではな 有利な先へ自然に流れるだけである。 自 家 Ó 玉 年々の 分別 それを支える資本に比例するのだから、 が ≥優位・ 立法者の意図に反して、 が 産出 玉 を持つ分野で稼いだ産物の一 家 の経済で愚策になるはずはない。 0 価 61 ゆえに、 値 より高 の は 減 その種 部 る。 6.1 価 すなわちその代価 もともとその品 年々の産出の交換価値を増やすどころか、 の 値を生むはずの生産から人と資本を外すことに 規制 買うほうが安い 部と引き換えに買えばよい。 は、 この選択で縮むことは 産業をより有利 は、 外国 の 自然に任せてい 部で、 品の が自国より安く供給できる品 国内生産を強 外国 な用途から不利な用 か らより安く買 れば、 な 玉 61 全体 61 同 れば、 資本が 必ず目 . の産 額 の そ 途 資 な

は 61 早く乗せても、 下 資本の増加に応じてしか増えず、 の 費用 他方、 で国内 この 種 社会全体 生産できるようになることはある。 の 規制 の直ちの効果は歳入の減少である。 の産業の総量や歳入の総額が増えるとは限 資本は歳入からの漸次的な貯蓄に応じてしか だが、 そうして産業を特定 歳入を削る施策が、 らな ° 1 社 会 の 資本と 増 流 の えな 産 れ に

産業を自然な働きに任せた場合よりも速いペースで資本を増やすはずがない。

生みうる最大限の所得を上げ、資本と所得の双方を可能なかぎりの速さで増大させるこ 時々でもっとも有利な用途になお向けられていたであろう。各期において、その資本が 限らない。 ともできたであろう。 としても、 仮にその 存続の各期において、対象は異なろうとも、社会の全資本と勤労は、 それによって、その存続のいずれの時期においても必ずしも貧しくなるとは 種の規制がないために、企図された製造業を社会がついに獲得できなか その かった

けに、 に り向けるのが不条理であるなら、三十分の一、いや三百分の一だけ余計に向けることも、 暖壁を用いれば上等の葡萄を栽培でき、その葡萄から上等の葡萄酒も造れる。だが、そ 認めるほど大きい場合がある。たとえばスコットランドでも、 する商品の同量を外国から買えば済むのに、国内の資本と勤労を三十倍もその用途に振 の 費用は、 のぼる。 ある国が特定の財の生産で他国に対して有する自然の利が、 外国産の葡萄酒の輸入を禁じる法律は妥当だろうか。明らかに不合理である。 では、 少なくとも同等のものを外国から買い入れるのに要する費用のおよそ三十倍 スコットランドでクラレットやブルゴーニュの醸造を奨励するためだ 硝子張りの温室や温床 抗うのが無益だと万人が 欲

玉

市場の独占によって最大の利益を得るのは、

商人と製造業者である。

外国産

の家

天的 の 欠けているかぎり、 対 程度こそ緩やかだが、 である。 してもつ利点が自然か後天 な優位にすぎないが、 異なる職を営む隣人の職人同士で一方が他方に対してもつのは、 劣位 まったく 一の側 それでも彼らは、 か にとっては自ら作るより相手から買うほうが は問 同じ 題 種 で 類 は の不条理 ない。 各自の本業に属さないものについては自作 である。 方にその利点があり、 この点では、 ある国 他 つ ね 方 もとより に に が

有

利

後 な そ

れ 玉

が に

他

するより互い

に買い合うほうが得だと考える。

牛 ス 有利であり、 全 国 コ Ó の 繁殖地、 育地 ic 地 ットランド、 的に高度な改良が行き渡った国にとっては、 高値は未改良地 実質的な負担、 が 王 には高 としての性格 玉 実際、 0 人口増や改良の進展に乗じて価格を法外に押し上げ、 度な改良が求 ウェールズ、ノー ホラント州は今なおこの原則に従っていると言われる。 0 すなわち事 地 を帯び 価を押し上げ、 められる一方、 る。 実上 外 サンバーランド の課税を課すのを抑える、 国産家畜 改良への意欲をそぐ一 繁殖地 の自 繁殖するより痩せ牛を輸入するほうが 亩 . の は概して未改良のままである。 輸 ĺЦ 地は大規模な改良に 入がもたらす効果は、 種 という点に尽きる。 0 逆 改良 |奨励金として働 の進 これに 向 んだ地 こうした かず、 対 痩 域 英 せ

が及ぶことはない。 物で同じことを実現するにははるかに大きな優位が必要である。 ば、外国品は国内市場でさえ国産品より安く売り抜けることができるが、土地の粗生産 牧畜家や農民にもたらす利益は、 畜や塩蔵品の輸入禁止、 ない。だが、土地の粗生産物の輸入をいくら自由にしても、国内農業にそのような影 なるものも出て、そこに投じられている資本と労働の相当部分は他の職に移らざるを得 由 て対外貿易は主として製造品の運搬に従事している。製造業では、 くない。 輸入を認めれば、 とりわけ精巧な製造品は、 国内のいくつかの製造業は損害を受け、 ならびに平年には事実上の禁輸となる穀物への高関税が英国 同種 穀物や家畜よりもはるかに運搬しやすく、 の規制が商人や製造業者にもたらす利益ほど大き なかには全く立ち行かなく ゆえに外国製造品 わずかな優位があれ したが の自

アイルランドと英国のあいだの海路が短いぶん、アイルランド牛の輸入は容易になる。 は家畜そのものに加えて飼料と水も運ばねばならず、費用も手間も大きい。 陸上輸送より高くつく商品である。 るため、 たとえば生体牛の輸入をいくら自由化しても、 英国 の牧畜業 への影響は小さい。 陸路なら家畜は自分の足で市 生体牛は、 輸入できる頭数はごくわずかにとどま おそらく唯 場へ向かうが、 海 上 輸送のほうが 海路

場 庶民が牛の輸出に暴力的に反対したと伝えられることもあるが、 易 に 由 後に輸入されたアイルランド牛の少なさと、 つ 限られる。 小さくない。 畜地であり、 大きな利が 『に届か 化しても英国 に て利益を得る育成 抑 の利益 最近一 え込めたはずである。 くまでには、 したがって、その輸入が影響するのは、 あったなら、 定期間にかぎって認められていた自由輸入を恒久化したとしても、 肥牛はそこまで遠距離を移動させられない アイルランド牛はそれらの地 に大きな影響は及ぶまい。 の繁殖地が大きな影響を受けにくいことを示している。 まさにその広大な地域を追い立てて運ばねばならず、 ・肥育地ではなく、 法が輸出側に味方している以上、 もっぱら繁殖地 英本土のアイルランド海沿岸部はことごとく牧 域 痩せ牛の高値 のために輸入されることはなく、 痩せ牛の価格を引き下げることで却 の から、 利益だけである。 がなお続いていることは、 この種 輸入可能なのは痩せ牛に もし輸出を続けること の衆徒的 アイルランド 費用も不便 実際、 な抵抗 本来 英国 解 の市 は 自 容 0

11 第二章 と費用の分だけ価格も高 きわめて小さい。 塩蔵 肉 (の自 由 輸 塩蔵品は嵩が大きく、 入も、 生体牛 61 したがって生鮮肉とは競合せず、 の場合と同様に、 生鮮肉に比べて品質は劣り、 英国 の牧畜業者の 競合するのは国内産 利害に与える影響 加 工に要する手

の

塩

間

実は、 蔵 な 常品に 限られる。 わが国 の牧畜業者がそれを恐れるには及ばないことの実地の証左である。 自由化後にアイルランド 用途も遠洋航海の船舶食などに限られ、 から輸入された塩蔵肉が少量にとどまって 国民の主要な食料にはなり得 食 ζ, る事 肉 価

格がそれによって目に見えて動いた形跡もない。

業」としての穀物商には仕事減で相応の痛手があり得るが、 輸入も現在より少なくなる公算が大きい。 年の輸入を増やしてい が、 二十八クォーター、 平均では、 に劣らぬ な 重 量に比例するなら、 外国産穀物の輸入を自由化したとしても、英国 豊作年の輸出をかさ上げする結果、 穀物は食肉に比べてはるかに嵩が大きく、 穀物取引について見識の深い論考の著者によれば、 「割高さ」になる)。最悪の凶作の折でさえ輸入量はごくわずかであり、 すなわち年消費の五百七十一分の一にとどまる。むしろ穀物奨励 る。 小麦一ポンドが一ペンスのとき、 奨励金がなければ、 耕作の現状から自然に見込まれる以上に、 英本土と外国の間で穀物を運ぶ 輸出が減るのと同 価値当たりの運搬負担が の農場主の利害が大きく揺らぐことは それ 地方紳士や農場主の受ける は四ペ 全穀類合計二万三千七百 じ理 ンスの 屈 で、 精 重 取 年 肉 · 々 平 次 · (運賃 ポ П 均 凶 年 ンド 送 作 ż が 0

影響は小さい。

実際、

奨励金の更新・継続に最も神経を尖らせてきたのは、

地方紳士や

13 第二章 国内で生産し得る品目の輸入制限

に比べればはるかに小さい、

という点については、

十分に考えが及ばなかったのかもし

造業者のように容易に結束できない。 効とわかった新手法は進んで隣人に伝え、 約を結んだという。他方、農民や地主は、 半径二十マイル たのだろう。 くぶん忘れて、 各自の町で有している独占的特権を全国にも及ぼそうとし、 力 しろそれを後押しするのが通例である。 織業を請け負ったオランダ人は、 制 と記したとおりである。 限の発案者となった。 1 方紳士と農民は、 が 「農は最も確かな生業で、 ただ、 以内 自国民向 自由、 に 同 独 な取り 占的 けの穀物や食肉の供給を自らに独占させる特権を求 種 これ の工場ができただけで身構えることがあり、 しかも彼らは国内の各地に散在し、 引が自分たちの利害に及ぼす影響は、 気風とは最も縁遠い人びとである。 に対抗、 その都市から三十リーグ以内に同業を設けないと 嫉視を招かず、 都市の排他 L 製造業者の多くが抱えるような秘伝もなく、 できるだけ広く普及させようとする。 隣人の耕地や所領の耕作・改良を妨げず、 英国 の地 的な同業組合の気風に慣 方紳士と農民は、 その道に従事する者は邪念が少な 内需 大規模 町に集住する商 市場 手本にした商 本来 Ó 工場 独占をねらう輸 アブヴ れた商 の寛大さを めるに Ó 経営者は イ 一人や製 古代 工業者 工 ル 至 Ō の 有 む 特 毛 0

農場主ではなく穀物商

の側である。

れない。

外国産の穀物や家畜の輸入を恒久法で禁ずるのは、 自国土の粗生産物が養い 得る範囲

を、 人口と産業の上限として定めるに等しい。

利と見なされる場合が二つあるように思われる。 国内産業を奨励する目的で外国産品に一定の負担を課すことが、一般に有

61 る場合には外国船舶に重い負担を課して、 く依存する。 、 る。 第一は、 主な条項は次のとおりである。 国防に不可欠な産業がある場合である。 このため航海法は、 適切にも、 英国の船員と船舶に自国貿易の独占を与えて ある場合には全面的な禁制を設け、 英国の防衛は船員数と船腹量に大き またあ

地との通商や、 せられる。 第一に、船主および乗組員の四分の三が英国臣民でない船舶は、 英国の沿岸航路への就航を禁じられ、違反すれば船体と積荷の没収 英領の植民地・ に処 植栽

る。 えた船か、 第二に、 しかも後者の船で輸入した場合には、外国人関税が倍額となる。 当該品の買付国籍の船 容積の大きい主要輸入品の多くは、 (所有者・船長・乗組員の四分の三がその国民) 英国に持ち込める船を、 他国籍船での輸 前記の資格を備 に限 入

15 第二章

> は、 あ たが、 船 舶 貨物とも没収である。 この規定により、 英国向けの運送者となること、 制定当時、 オランダは (今もなお) すなわち他の欧 欧州 の大運送 州諸

国

の

産 で

国

品を英国に持ち込むことから、 まったく排除された。

同じく容積の大きい主要輸入品の多くは、 英船であっても原産国以外から

置 輸入を禁じ、違反すれば船体と積荷を没収する。この規定もおそらくオランダを念頭 一いたもので、 欧州産品 の集散地ホラントで、 英船が他の 欧州諸国 の産品を積み込 む

を妨げる趣旨であっ

る。 鯨 骨 第四に、 当時、 鯨油、 英国 欧州で外国市場向けに魚の供給を試みていたのは、 ブロ [籍船で漁獲され、 バー (鯨脂) を英国に輸入する場合には、外国 か つ船上で塩蔵処理されてい ない 事実上オランダ人のみで 人関税が倍額 塩蔵魚全般、 で課され 鬚

あ った。 海法制定当時、 この規定は、 英蘭 彼らの対英供給にきわめて重い負担を課すものであった。 は実際 には戦争状態には なか つ たが、 両 国 蕳 K は 激 L (J 敵

意

が

横 たわっていた。 護国 卿期 この敵意は、 およびチャール この法を最初に起草した長期議会の ズニ世紀 .期の英蘭戦争として噴出した。 時 期に芽生え、 ゆえに、 その

0 著名な法のいくつかの規定が国民的敵意に由来している可能性は否定できない。 K B

か めたであろう目標、 ように賢明である。 かわらず、それらの規定は、すべてが周到な熟慮の指示にもとづいて定められたか すなわち、 当時にかぎっていえば、 イングランドの安全を脅かし得た唯 国民的敵意の矛先は、 最も周到 の 海軍 な熟慮が 強 国 [である が 勧 の

オランダの海軍力を削ぐことと完全に一致していたからである。

輸 か 結果として、より完全な自由貿易のもとに比べ、外国品は高く買わされ、自国品は安く 買付けに回す余力が削がれる。売り手の数を減らせば、 抑えたりすれば、 航海法は、 じ理由で、市場を最大限多くの買い手で満たすことが最も高く売る条件となる。 家が外国との通商で目指すべき利得は、 る限り完全なものとし、 きるだけ安く買い、 茁 つては輸出入の双方に課されていた外国人税も、 航海法は、対外貿易やそこから生ずる富の伸長にとって好ましいとは言いがたい。 品 目からは撤廃された。 英国産業の産物を輸出するために来航する外国船に負担を課してはい 彼らは空荷で来ざるを得ず、 できるだけ高く売ることである。 必要な品を各国に競って持ち込ませるのが最も有利であ だが、 外国人が販売のために来航するのを禁じたり高税 商人が取引相手に対して追求するのと同 自国から英国までの片道運賃を失って、 その後の幾つかの法によって主要な そのためには、 買い手の数もまた必然的に減る。 交易の自由 確 な をでき 様 かに で 同 で 国 も外国産と国産のあいだの競争を保つだけである。

らより不自然な方向へとそらされるのを防ぎ、

課税前にできるだけ近い条件で、

課税

後

菛

か

ところが英国では、

商人や製造業者

売らされるおそれが大きくなる。 航 海法 は、 おそらく、 イングランドの通商規制のうちで最も賢明 もっとも、 防衛 は富の伸長よりはるかに重要であるか な部類に属すると

定の部門に振り向けることにもならな 占を与えることにはならず、また、 国産の産出にも同額の税を課すのが相当である。こうしても、 言えよう。 5 第二の場合は、 国内産業の産出に国内税を課すときである。 国の資本と労働のうち自然に向かう以上の割合を特 61 単 に 課税のために本来向かうはずの この場合には、 国内産業に国内市 同種 部 場

の外

の

独

どころかはるかに重 の 「国内で値負けする」との喧しい訴えを封じるため、 61 関税を課すのが通例である。 しばしば同種の輸入品に、

てはさらに広く及ぼすべきだとする意見もある。 この第二 労働者の生活費の上昇に応じて賃金も必ず上がる。 の 制 限 は 玉 内で課税された品と直接競合する外国 生活必需品に課税すれば生 すると、 品 直接の課税対象でな 15 限らず、 場合 一計費が K 上が ょ つ

17

国内産品でも、

それを生産する労働の価格が上がるぶんだけ値上がりする。

ゆえに、こ

第二章

品に、 は他のすべての財の価格を必然的に押し上げるかどうかは、後の租税の章で検討する。 うした税は結局、 生活必需品 対応する国内品 したがって、 (英国では石けん・塩・皮革・ろうそく等) への課税が、賃金を、 国内で生産される個々のあらゆる産品に課す税に等しい、というわけ 国内と国外の競争条件をそろえるには、 の値上がり分に見合う関税を課す必要がある、 競合し得るすべての輸 という理屈になる。 ひいて

目ごとに適切に按配することは、 きない。 上昇が、 れる。 第一に、 他方、 ゆえに、国内商品の値上がりに見合うよう各外国産の同種品に課す関税を、 労働を要する各種商品 個別の課税が当該商品の価格をどこまで押し上げるかは、 生活必需品への課税などによって賃金が一般に上昇した場合、その賃金 の価格にどの程度波及するかは、 厳密には不可能である。 満足な精度では把握 かなり正確に見積 品 で

目に直接課された個別の税によってその品目の価格が上がる場合と、

次の二点で性格を

特定の品

もっとも、ここでは仮に(そして実際おそらくそのとおりなのだが)その効果があると

労働価格の上昇に起因するこの一般的な物価上昇は、

しておこう。

その場合、

第二に、生活必需品への課税は、人びとの暮らしに、痩せた土壌や悪い気候とほとん

その結果として他

の多くの財まで高く買わせるのは、

補償どころか、

きわめて不条理

な

19 第二章

> 高 利である。すでに重税にあえぎ必需品が高過ぎるからといって、 ど同じ影響を及ぼす。 市場で何らかの優位を得られる仕事を見いだすに任せるのが、どちらの場合にも最も有 の と同様、 くなる。 各人が置かれた条件に応じて産業を調整し、不利な事情にもかかわらず国 この 自然的な欠乏のもとで資本や労働の使途を上から指図するのが不合理であ 種 の課税が生む人為的な欠乏のもとでそれを行うのも不合理である。 食料などは、あたかも生産に過大な労力と費用が要るかのように 新たな税を上乗せし、

丙

0

む

る

やり方である。 身体だけが不健全な養生法の下でも生きながらえ健康を保てるのと同 最も富み、 る災厄となる。 生活必需品 最も勤勉な国々であり、 への課税が一定水準を超えると、それは痩せた土壌や苛烈な気候に匹敵 にもかかわらず、そうした重税が最も広く課されてきたのは、 他の国々には到底支えきれない重荷である。 じく、 あら 皮肉 つゆる産 強健 に な b す

こたえ、 も不合理にも言われるような課税の恩恵によるのではなく、むしろそれにもかかわらず、 なお繁栄し得る。欧州ではオランダがその典型であり、 同国 の繁栄は、 b うと

業で天与の優位と獲得された優位を最大に備えた国だけが、

この

種 の課

税

の下でも持

特殊な事情によって続いているにほかならない。

復するのが適切か、である。 切か。第二に、ひとたび中断した自由輸入を、どの程度まで、またどのような仕方で回 する場合もまた二つある。第一に、 外国品に負担を課すことが概して有利な場合が二つあるのと同様に、 特定の外国品の自由輸入をどこまで維持するのが 慎重な検討を要

適

の輸入を禁じて報復した。翌一六七二年の戦争は、 護してきた。 たと考えている。事実、 今日のフランスで最も見識ある人びとは、 とりわけフランスは、 の輸入に同種の関税や禁制を課すことだ。 てくる場合である。 の緩和を拒むと、オランダは一六七一年にフランス産ワイン・ブランデー・工業製品 ·ばしば同業者に対する独占を求める商人・製造業者の詭弁に絡め取られたふしがある。 検討を要するのは、 コルベール氏の政策の大部分もこれに沿うもので、有能なこの大臣でさえ、 この場合の常套手段は報復であり、 自国製品と競合する外国品の輸入を抑えることで自国製造業を保 相手国が高関税や禁輸によって、 一六六七年の関税令で多数の外国製品に高税を課し、 各国は実際、 この種の施策が自国に利益をもたらさなか 部分的にはこの通商紛争に端を発し しばしばこうした報復に出る。 相手の製造品の一 こちらの製造品の輸入を制 部または全部 オランダ 限 つ

21

私たちはたいてい、

それと同じ製品だけでなく、

相手の

別の製品まで禁じる。これで国

第二章

階 うべ を緩 政策となりうる。失った大市場の回復は、 新 老獪な種 (J る代わりに、 の \$ 種 たように見える。ナイメーヘンの和約 層に 輸 ランドル産ボー たな不利益を自ら課すやり方は、 補 両 こうした報復にも、 の 国 き立法の学というより、 関税や禁輸 って余りあるからだ。とは 入禁止で応酬した。 加 の敵対心が、 族 えら これに応じてオランダは禁輸 0 れ 腕 英毛織物 た不 前 で相手の産業を圧迫し始め、 に ンレースの輸入を禁じ、当時スペイン支配下にあった同地は英毛織物 いずれ 属 利 するの 益 相手の高関税や禁輸を撤回させられる見込みがあるなら、 の対フランドル輸入を従前どおりの条件に戻すことを求 ついで一七〇〇年、イングランドはボー の の側でも緩和を妨げてきた。 情勢の一 補償とし か b いえ、その見込みの判断は、 Ŭ 悪手である。 れ 時的 て、 な を撤回した。 (一六七八年)は、 61 短期間 当の階層のみならずほとんどすべ な揺れに応じて動く、 撤 **先鞭をつけたのはフランスらし** 回 隣国がこちらのある製品を禁じると、 の おお 部の品を割高に買う不便を、 見通しが立たな 一六九七年にはイングランド t ね同 オランダに有 つねに不変の一 時 期 俗に政治家と呼 ンレー に、 61 ・場合に 仏英は 利に一 ス禁輸 ての 般原 は、 を解除 部 め 互. 妥当な 特定 た そ 階 ば 理 € √ の 層 に 関 れ ίĮ の に 15 従 7 が 後 税 0 る す 同

律は、 隣国 内 すべての国民が、 . のある種 「の禁輸′ 隣国の禁輸で被害を受けたその部門のためではなく、 の職工は競争相手の一部を排して国内価格を引き上げられるかもしれな で打撃を受けた職工が救われるわけではない。 ある種の品を以前より高く買わされることになる。 反対に、 別の一部の部門のために、 彼ら自身を含む 結局、 この 種 ほ の法

国全体に実質的な課税を課すものにほかならない。

する。 ある。 れ 度に常用の職と生計の手段を奪いかねない。こうした混乱は無視し得ないが、一般に恐 が られるほど大きくはないと見込まれる理由が二つある。 高関税や禁輸を手段として拡大し、 自 由輸 一挙の撤廃は、 人道上、 入を一 自由化は段階的に、 時中断したのち、 より安い同種 どの範囲で、どの手順で再開するかは、 相応の留保と周到な配慮のもとで進めるのが適切で の外国品の急流入を招き、何千人もの人びとから一 多数の雇用を抱えるに至った場合こそ、 特定の製造業 熟慮を要

給でき、 外で同種 より安く質のよい品よりも、 第 国内市場での地歩を保てるからである。 同品質 補助金なしで恒常的に欧州 の他 国品と同程度の安さで売れている以上、 ただ外国製という理由だけでそれを選ぶことはあっても、 へ輸出され 気まぐれな流行人が、 ている製品が受ける打撃は小さ 国内ではそれより安く供 国内産 の同 海 で

士も含め人々の大集団

の中に吸収され、

さまざまな仕事

ずに就い.

た。

武器

0

扱

61

に

慣

23 第二章 国内で生産し得る品目の輸入制限

0

習

13

が

給

金頼

みで怠惰

と放

縦

に流

れ

が

ちな

の

に

対

Ļ

職

工

の 習

11

は

労働

で

糧

を得

て精

多くの そ お 部門 これらが最も多く はごく限られ、 やなめし革、 金物 o) 雇 用 雇 全体へ 用を支える分野 の相当部 の 分は、 影響は微々たるものにとどまる。 毎年、 である。 補助 自 亩 金 化で なしで欧州 相 対的 各 に 実際、 影響を受けやす 玉 輸 出 毛 さ 織 れ 物 7 の

を超える兵士と水夫が \$ 13 第二 の 直ちに は絹で、 貿易 無職 次い の自由を で亜 無収 麻 入に陥 を回復して多くの人びとが一時に常用の職と生計 挙に 布だが、 離職 るわけではない。 したが、 後者の痛手は前者よりは 多くの水夫は機会を見つ 先の戦争 終結時、 るか に 陸 軽 けて 海 軍 商 0 0 縮 手段を失って 船 小 に 移 で十万人 ŋ, 兵

私 乱どころか、 中 ic の 知 は掠奪に るかぎり、 目立った混乱は生じなかった。 も手慣れた十万人超の境遇がこれだけ変わったにもかかわらず、 商 船 の水夫を除けば、 どの職 浮浪者が目に見えて増えたわけでもなく、 種 でも賃金が下落した形 跡 は な 大きな騒 兵 士

励 K 方向 親 しむ。 .を転じるほうが、 怠惰と放 縦 を何 たし か か の 労働 に容易である。 振 ŋ 向けるより、 加えて、 多くの ある労働 製造に か 5 は性 別 の 質 労 働 0 近 と働 61 周

辺 があり、 職工はそこへ容易に技能を横滑りできるし、多くの職工は折に ふれて農

は、 由 ど同じであり、 作業にも従事する。 (J に生ずる公私の損失は、兵の除隊の折を上回ることはあるまい。 することである。そうしておけば、 た貧しい労働者が、 同 ないが、血をもって国を守る者以上とすることはできず、彼らにいっそう丁重な扱 !程度の人数を雇い続ける。 英国・アイルランドのどの町でも望む職業に就ける自由が与えられている。 徒弟法を廃し、 めるのは正当ではな 同様に、全国民に回復すべきである。すなわち、 ただ場所と職種が入れ替わるだけである。 訴追や送還を恐れずに、 さらに定住法を撤廃して、ひとつの職業やひとつの土地 特定の製造に投じられていた資本は国内にとどまり、 61 国全体の資本が同じなら、 特定の製造部門が時に縮小されるとしても、 別の職業や別の土地で仕事を探せるように 同業組合の排他的特権を打ち砕 労働需要もまた同 実際、 わが製造業者の功 除隊した兵士と水夫に 別のかたちで じか、 で職を失っ この自 そ ほとん んは疑 の 際

競争者を増やしかねない法案に一致団結して反対するのと同じ熱心さと足並みで動き、 が を望むのに等しく非現実的である。 英国で通商 なく立ちはだかる。仮に、 の完全な自由が回復されると期待するのは、 軍の将校が兵力削減に対し、 大衆の偏見のみならず、はるかに強固な個 オシアナやユ 大製造業者が本国市 ートピアの建設 利 Ť

25

る

本来、

立法は、

偏った利害の喧噪に左右されず、広く公益の見地に立って、

第二章

ではなく、

十分な予告ののち、

ゆっくり段階的

に進めるのが、

公平の見地から求められ

少なく

地位も、 判 じろがせる。 K 易 n 身 0 でも縮めようとするのと同じほど危険となろう。 前 ば、 れ に加え、 数を著しく増やし、 けさせるとすれば、 者が兵を鼓舞し、 処分することがほとんどできない。 の危険から、 に 玉 丙 別 に逆らい、 .市場がにわかに外国勢との競争 損失は大きい。 用途を見い 最大の公功も、 人数と富にお 独占強化の提案にことごとく与する議員は、「通商に通じている」 彼を守ってはくれない。 ましてやそれを実際に挫く力を示すなら、 だしうるとしても、 後者が職工を扇動して、 肥大化した常備軍さながらに政府を威圧し、 軍 原材料の仕入れや賃金支払いに充ててい 激昂 いて勢力を持つ人々の間で大きな人気と影響力を得る。 縮を試みることは、 した独占者の傲慢な暴挙にもとづく罵詈や中傷、 工場や設備とい な開 ゆえに、 か れ、 そうした規制案の提案者に暴力と暴状をぶ いまや製造業者が得てい この種の変更は決して拙 大規模製造業者が廃業を余儀なくされ この独占は、 . つ た固定資本は、 最も確かな廉直さも、 た運転資本は、 61 < ときに立法府をもた うか る独占をいささか 速に 大きな損失 0 特定 導 比較: 入すべ さらには の との評 業者 他 最 な 的 高 方 き 容 群 0

み、 け慎重であるべきだ。 ともこの点では、新たな独占を設けたり、既存の独占を拡張したりしないよう、とりわ のちにそれを矯正しようとすれば、 かかる規制は、 国家の体制に少なからぬ実質的なゆがみを持ち込 別のゆがみを招きがちだからである。

は縮小させる意図で課す税は、通商の自由を損なうだけでなく、関税収入そのものをも 合に、どこまで適切かは、後の「租税」の章で論じる。他方、輸入を阻止し、あるい 輸入に課税しても、それが輸入を妨げるためではなく、政府歳入を得るためである場

減殺することは、明らかである。